

府政防第 645 号
消防災第 69 号
令和 3 年 5 月 20 日

各都道府県防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長

指定避難所の指定及び指定の取消し等の様式の変更等について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 に規定する避難所の指定及び指定の取消し等に関する都道府県知事への通知及び内閣総理大臣への報告（以下「指定状況報告」という。）については、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成 26 年 3 月 26 日付け府政防第 369 号・消防災第 126 号）、「指定避難所の指定及び指定の取消し等の様式の変更等について」（令和 3 年 1 月 19 日付け府政防第 48 号・消防災第 3 号）で示した様式を使用し、内閣総理大臣への報告については、消防庁国民保護・防災部防災課を通してご報告いただいているところです。

今般、下記の通り災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 30 号。以下「改正府令」という。）により、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号。以下「規則」という。）を改正したことを踏まえ、上記通知において定めた、指定状況報告に関する様式 2 及び様式 3 を、本通知の様式 2 及び様式 3 に変更いたしますので、今後の指定状況報告においては、変更後の様式を使用してください。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の経緯

福祉避難所が指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずる懸念があることなどから、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘があった。

上記のような意見を踏まえ、令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループにおいて議論が重ねられ、福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設することが適当であるとの最終とりまとめが示されたことから、今般、指定避難所の公示事項を明確化し、指定を促進することとしたものである。

2. 改政府令の内容

(1) 公示事項

- ・災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「令」という。）第 20 条の 6 第 1 号から第 4 号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第 1 号から第 5 号までに定める基準に適合するものを除く。以下「指定一般避難所」という。）を指定したときは、その名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項
- ・令第 20 条の 6 第 1 号から第 5 号までに定める基準に適合する指定避難所（以下「指定福祉避難所」という。）を指定したときは、その名称、所在地及び受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとした。

(2) 経過措置（改政府令附則第 2 項）

改政府令の施行の際、現に令第 20 条の 6 第 1 号から第 4 号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第 1 号から第 5 号までに定める基準に適合するものを除く。）として指定されているものについては、市町村の事務負担等を勘案し、「指定一般避難所」として公示をされているものとみなすこととしている。

一方で、令第 20 条の 6 第 1 号から第 5 号までに定める基準に適合する指定避難所（いわゆる福祉避難所）については、今般の改正を踏まえ、公示等が必要となるものであり、指定福祉避難所の受入対象者を特定し、速やかに公示するとともに、様式 2 及び様式 3 により都道府県知事への通知及び内閣総理大臣への報告を行っていただきたい。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、村上
TEL：03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
中村、青木、朝香
TEL：03-5253-7525（直通）